

地域包括支援センターについて

- ・各地域包括支援センターの担当校区および職員配置について
- ・羽曳野市地域包括ケア推進委員会要綱
- ・令和5年度 介護予防サービス計画作成委託契約事業所 一覧

各地域包括支援センターの担当校区および職員配置について

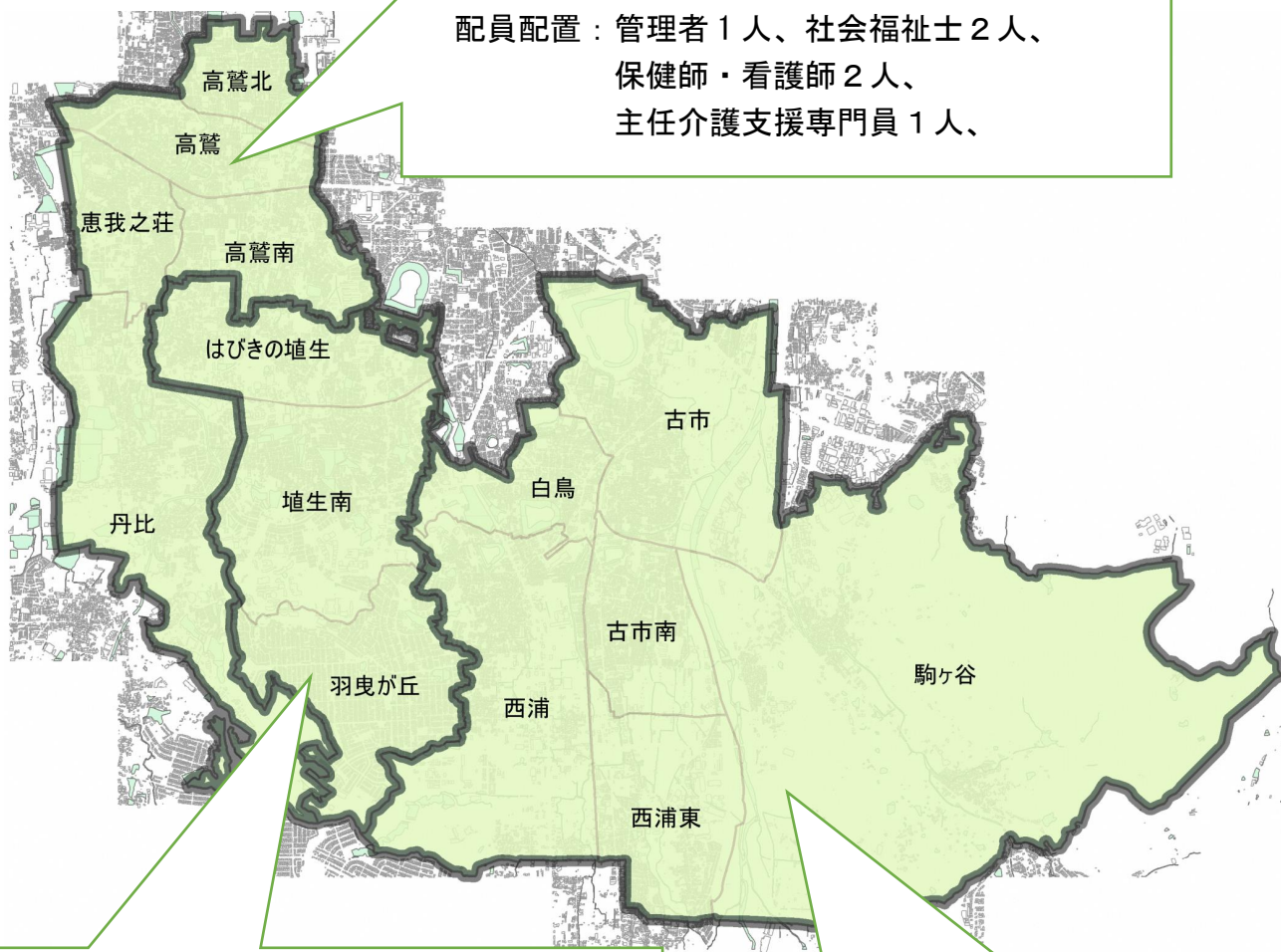
【羽曳野市西圏地域包括支援センター】

住所：櫛山100-1

連絡先：072-953-1003

担当小校区：丹比・高鷲・高鷲南・恵我之荘・高鷲北

配員配置：管理者1人、社会福祉士2人、
保健師・看護師2人、
主任介護支援専門員1人、



【羽曳野市中圏地域包括支援センター】

住所：学園前6-1-1

連絡先：072-959-2006

担当小校区：はびきの埴生・羽曳が丘
埴生南

職員配置：管理者1人・社会福祉士2人
保健師・看護師2人
主任介護支援専門員3人

【羽曳野市地域包括支援センター】

住所：誉田4-1-1

羽曳野市役所 地域包括支援課内

連絡先：072-958-1111 (代表)

担当小校区 (東圏域)：古市・駒ヶ谷

西浦・白鳥・古市南・西浦東

職員配置：管理者1人、社会福祉士3人

保健師・看護師2人

主任介護支援専門員2人

■表 4-1：日常生活圏域の状況

区分		東圏域	中圏域	西圏域
地域	主な行政区	古市地区・駒ヶ谷地区・西浦地区	羽曳が丘地区・埴生地区	高鷲地区・丹比地区
	小学校区	古市・駒ヶ谷・西浦・白鳥・古市南・西浦東	はびきの埴生・羽曳が丘・埴生南	丹比・高鷲・高鷲南・恵我之荘・高鷲北
	自治会数	74	69	57
	地域包括支援センター	1		
	在宅介護支援センター	2	2	3
	生活支援コーディネーター配置数	6	3	3
	協議体(ふれあいネット雅び)数	6	3	5
	高年生きがいサロン	1	1	2
高齢者の状況	人口	38,598人	31,277人	40,455人
	高齢者数(高齢化率)	11,573人(30.0%)	9,936人(31.8%)	11,654人(28.8%)
	後期高齢者数(後期高齢化率)	5,979人(15.5%)	5,383人(17.2%)	6,077人(15.0%)
	認定者数(認定率)	2,218人(19.2%)	1,828人(18.4%)	2,310人(19.8%)
	世帯数	17,781世帯	14,216世帯	18,561世帯
	高齢者一人暮らし	3,326世帯(18.7%)	3,015世帯(21.2%)	3,505世帯(18.9%)
	高齢者夫婦(65歳以上)	2,320世帯(13.0%)	2,028世帯(14.3%)	2,345世帯(12.6%)
各種の介護サービス事業所数	居宅介護支援	12	11	9
	訪問系	訪問介護 18 訪問看護 4	訪問介護 10 訪問看護 10	訪問介護 14 訪問看護 6
	通所系	通所介護 10 通所リハ 3	通所介護 7 通所リハ 1	通所介護 12 通所リハ 4
	短期入所	短期入所生活介護 3 短期入所療養介護 1	短期入所生活介護 2	短期入所生活介護 2 短期入所療養介護 3
	入所・居住系	特定施設入居者生活介護 2 特別養護老人ホーム 3 介護老人保健施設 1	特定施設入居者生活介護 1 特別養護老人ホーム 1	特定施設入居者生活介護 2 特別養護老人ホーム 2 介護老人保健施設 3
	地域密着型サービス(訪問・通所系)	看護小規模多機能 1 小規模多機能 2 通所介護 4	看護小規模多機能 1 定期巡回・随時対応型 1 認知症対応型通所介護 1 通所介護 3	小規模多機能 2 通所介護 1
	地域密着型サービス(施設・居住系)	認知症対応型共同生活介護 5 地域密着型特養 1	認知症対応型共同生活介護 1	認知症対応型共同生活介護 4 地域密着型特養 1
医療の状況	在宅療養支援診療所	7	4	6
	在宅療養支援歯科診療所	1	2	2

羽曳野市地域包括ケア推進委員会要綱

制 定 平成 18 年 8 月 1 日

最近改正 平成 27 年 3 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市介護保険等推進協議会規則(平成 12 年羽曳野市規則第 32 号)第 7 条第 1 項第 1 号に規定する羽曳野市地域包括ケア推進委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、次に掲げる事項の承認を行う。

- (1) センターの担当する圏域の設定
- (2) センターの設置、変更又は廃止
- (3) センターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- (4) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- (5) センターが予防給付に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、委員会がセンターの公平及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

2 委員会は、センターの運営に関し、毎年度、センターから次に掲げる書面の提出を受けるとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書面

3 委員会は、別に定める基準に基づき、前項第 2 号の事業報告書の内容及び次に掲げる事項を勘案の上、定期的に、又は必要に応じてセンターの評価をするものとする。

- (1) センターが作成するケアプランが、正当な理由がなく特定の事業者が提供する

サービスに偏向していないか。

(2) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、委員会が必要と判断する事項。

4 委員会は、センターの職員を確保するため、必要に応じて委員会の委員及び関係団体等の中で調整を行うものとする。

5 委員会は、法に基づくサービスと当該サービス以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって委員会が必要と判断するものを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

(羽曳野市地域包括支援センター運営協議会要綱の廃止)

2 羽曳野市地域包括支援センター運営協議会要綱(平成17年11月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年3月3日から施行する。